

鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、経験年数の短い者でも安心して働き続けられる職場環境整備に向けた取組経費の一部を支援することにより、地域における必要な在宅介護サービスの提供体制を確保することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第3欄に定める経費の実支出額と同表第4欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長が別に定める日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1-1号、様式第1-2号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から30日を経過した日又は交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1-1号、様式第1-2号及び様式第2号によるものとする。

(証拠書類の保管)

第8条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月31日から施行し、令和7年4月1日以降に実施した事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助基準額
人材確保体制構築支援事業 （経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援）	鳥取県内で介護保険法上の指定を受けた、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所を運営するもの。	経験年数の長いホームヘルパーが一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金）	1 事業所あたり、次の（1）及び（2）により算出された額の合計額。 （1）30分未満の同行支援1回につき3,500円 （2）30分以上の同行支援1回につき5,000円 ※ただし、経験年数の短いホームヘルパー1人につき30回までを上限とする。

第 号
令和 年 月 日

（ 申請者 ） 様

鳥取県知事

年度鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については別に通知することによる。

- （1）算定基準額 金 円
- （2）交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について「鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱」（令和7年8月5日付鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用・補助事業の遂行等に当たっては規則及び要綱の規定に従わなければならない。